

平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（報告）
（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）

平成 15 年 7 月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会報告

当研究会としては、各府省の独立行政法人評価委員会が行う平成 14 年度における業務の実績に関する評価のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況」に関する評価の結果について、政策評価・独立行政法人評価委員会が評価を行う際に、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を下記のとおり整理したので報告する。

記

1 本関心事項の位置付け

各府省の独立行政法人評価委員会が行う「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況」に関する評価の在り方については、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」(平成 13 年 12 月政策評価・独立行政法人評価委員会)(以下、単に「第 2 次意見」という。)において、政策評価・独立行政法人評価委員会としての意見を既に述べたところである。

本関心事項は、この「第 2 次意見」に盛り込まれた意見の具体化に資するとともに、本年 4 月に当研究会が行った「独立行政法人の財務管理等の現状について(照会)」の結果をも踏まえ、各独立行政法人における財務管理の向上に資するとの観点にも留意しつつ、各府省の独立行政法人評価委員会が行う平成 14 年度における業務の実績に関する評価の結果についての評価を行う際に、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべきものを、あらかじめ整理するものである。

2 具体的内容

(1) 「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等」の評価について

評価に当たって、予算、収支計画及び資金計画と実績について、運営費交付金を充当する業務とその他の業務の性格の違いに配慮しつつ、対比すべき費目を適切に対比させた形で評価が行われているか。例えば、中期計画上に盛り込まれている予算、収支計画及び資金計画と実績を単純に対比したのでは、予算・財務管理のための適切な取組や努力を行った法人が適切に評価されない場合には、対比が可能となるよう所要の調整を行った上で評価が行われているか、あるいは、それらの予算、収支計画及び資金計画が評価尺度として不適切であり、見直しを検討すべきである旨等の指摘が行われているか。また、運営費交付金の執行状況等と予算等が継続的に相当程度かい離することが見込まれることとなった場合等必要な場合には、予算、収支計画及び資金計画の見直しを検討すべきである旨等の指摘が的確に行われているか。

< 第2次意見 P.5、10 関係 >

目的積立金が計上されている法人について、その経営努力の内容(内部管理体制の整備を含む。)やどの部門において剰余金が発生しているかが的確に把握され、それに見合った高い評価が行われているか。また、目的積立金が計上されていない法人については、その理由が明確に把握され、それを踏まえた評価が行われているか。

< 第2次意見 P.12 関係 >

還付消費税を原資とする積立金が計上された法人については、還付消費税相当額について適切な管理が行われたかどうかについて適切な評価が行われ、必要な場合には、的確な指摘が行われているか。

< 第2次意見 P.11 関係 >

評価に当たって、どのような着眼点(データ、指標等)や手法(民間や他法人との比較等)が用いられているか。当該着眼点や手法は、努力をした法人又は部門が、それに見合った評価を受けることができるものとなっているか。特に、評価に当たって、役員及び職員の退職金を含む人件費、一般管理費等(受託費等を財源としたものを含む。)については、

どのような着眼点や手法から評価が行われているか。

また、これらの着眼点の中に、他の法人の評価においても参考とされるべき事例はあるか。

< 第 2 次意見 P.10、12 関係 >

運営費交付金債務の残高がある場合には、例えば、平成 14 年度に行った過年度分の業務、平成 14 年度から平成 15 年度以降に後倒しした業務等の状況が明確化され、これと運営費交付金債務の残高の状況を対応させた形で評価が行われることにより、運営費交付金の適切な管理のために努力を行った法人が適切に評価されているか。

< 第 2 次意見 P.11 関係 >

法人の自己収入（受託収入を含む。）がある場合については、例えば、競争的な受託収入とそれ以外の受託収入、民間からの収入と国・政府関係機関からの収入等の区分を行った上で評価を行うなどにより、外部からの積極的な資金調達努力を行った法人が適切に評価されているか。

また、自己収入を充当する事業を遂行するために、自己収入以外に運営費交付金等も充当している場合は、それらの充当状況を全体的に捉えて評価が行われているか。

< 第 2 次意見 P.12 関係 >

(2) 「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況」の評価について

評価に当たって、具体的な効率化努力を行った法人が、個々適切に評価されることとなるよう、経費の全体的な削減状況（例えば平均削減率）のみならず、個別の経費（光熱水料、支払手数料等）の削減のための具体的な措置とそれによる具体的な節減額等を個々に把握した上で、評価が行われているか。

また、高い評価が与えられている措置の中に、他の法人においても参考とされるべき事例はないか。

< 第 2 次意見 P.14 関係 >

法人の効率化目標は、努力を行った法人が適切に評価されるものとなっているなど、評価尺度として適切であると判断されているか。平成 13

年度における業務の実績に関する評価の際に、初年度であり比較対象がないとの理由から、効率化目標の達成度について評価が行われていなかった法人についても、効率化目標は適切であると判断されているか。

また、それらの効率化目標は、特殊法人等から移行する独立行政法人の場合の取扱いと比べても、適切であると判断されているか。

< 第2次意見 P.5 関係 >

(3) 「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等」の評価及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況」の評価共通

評価を行う際の着眼点（データ、指標等）や評価手法は、法人内部の意思決定の際にも用いられているものか。それとも、各独立行政法人評価委員会が独自に設定したものか。

また、それらの着眼点や評価手法が法人内部の意思決定の際にも用いられているのであれば、それらの着眼点や評価手法を用いて行われた経営上の判断が的確であったと認められる法人について、それに見合った高い評価が行われているか。

< 第2次意見 P.6 関係 >

画一的な効率化が適当ではない業務まで一律に経費が削減されてしまう、真に効率化すべき業務がそのまま温存されてしまう、削減すべき管理費を削減せずに安易に事業費を削減してサービスの質を大幅に低下させてしまう等の問題を引き起こすことなく、メリハリのある効果的かつ適切な財務管理・予算管理を確保することができるよう、評価結果を反映した業務の在り方等の方向を評価結果において明確にする中で、業務の効率化や財務管理の在り方等の方向も明確にされているか。

< 第2次意見 P.3 関係 >

経年比較による分析・評価を行う際に、どのような着眼点（データ、指標等）により評価が行われているか。当該着眼点は、努力をした法人又は部門が、それに見合った評価を受けることができるものとなっているか。

また、着眼点の中に、他の法人の評価についても参考とされるべき事例はないか。

< 第2次意見 P.3 関係 >

評価を行う際に、具体的な取組を行った法人内の各部門等（の担当者や責任者）が、それに見合った個々適切な評価を受けることができるよう、法人全体の財務の状況や効率化の実績のみならず、個別の業務や施設・組織ごとの具体的な財務の状況や効率化の実績、ユニット・コスト等を把握した上で、評価が行われているか。その際、法人内の共通的な経費についても、法人内の各部門等（の担当者や責任者）における効率化努力を適切に評価することができるような取扱いとなっているか。

また、個別の業務や施設・組織ごとの財務管理の状況や効率化の実績の中で、他の法人においても参考とされるべき事例はないか。

< 第2次意見 P.2、15 関係 >

評価に当たって用いられたデータ、指標等が、業務実績報告書や評価書に記載される等により、法人の財務内容や効率化の状況に関する評価の結果が、国民にわかりやすい形で、適切に公表されているか。また、公表物を見た国民が、容易に経年比較を行うことができるような方法で公表が行われているか。

< 第2次意見 P.20、21 関係 >

なお、以上各項目に掲げるような評価が行われていない（行う必要がない、行うことができない等）場合には、各独立行政法人評価委員会にその理由、考え方等を確認するものとする。